

報告第2号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)
税 務 課	固定資産税等の課税標準の特例について所要の改正措置を講じた地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。

【関係法令】

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）

(1) その他**所要の規定の整備（都市計画税条例）**

地方税法改正に伴い、法附則第15条の項ずれによる改正(法附則第15条12項から38項までの項ずれ及び40項の追加)

【施行日】

平成26年4月1日